

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に係る
東京都市町村職員共済組合の対応について

令和2年4月15日及び令和2年5月12日に新型コロナウイルス感染拡大防止に係る当共済組合の対応についてお知らせいたしましたが、令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されることが表明されたことを受け、下記のとおり事業等の対応を変更致しますので、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

1 保養所「シーサイドいずたが」

新型コロナウイルス感染症対策本部が示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言解除後の都道府県に対し、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動については、5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと、また、解除後の3週間程度は緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこととされていることから、引き続き営業を休止いたします。

営業再開日については基本的対処方針を踏まえ、令和2年6月19日（金）といたします。なお、当面の間は宿泊人数を制限し、営業いたします。

2 「ホテル日航立川 東京」（共済会館）

(1) 対応

東京都が発表した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」において、レストランについては、緊急事態宣言解除後、酒類の提供を含め午後8時以降の営業については休業要請を緩和することとされていること、また、集会の用に供する部分についても、ステップ2となった場合、休業要請を緩和することとされていることから、以下のとおり一部営業方法の変更を継続しながら、営業を順次再開いたします。

① 宿泊

ディナーを伴う1泊2食付プランの販売を再開いたします。

② レストラン「All Day Dining 紗灯」

ティータイム・ディナータイムの営業を再開いたします。（午後9時まで）

※朝食buffet及びランチタイムのサラダバー・スープバーについては、引き続き提供方法を変更しております。

③ 宴会・婚礼

営業を再開いたします。なお、buffetの実施については、当面の間、中止いたします。

(2) 営業再開日

①宿泊・レストラン

令和2年5月27日（水）

②宴会・婚礼

令和2年6月1日（月）

3 共済組合事務局内の対応

引き続き、飛沫感染防止のためのマスク着用、うがい・手洗い・消毒の徹底、休憩時間等において「三つの密」を避ける、時差出勤など、事務局内における感染拡大防止対策を徹底しております。

また、交代勤務については、令和2年5月29日（金）で終了し、令和2年6月1日（月）から通常勤務といたしました。

なお、年金相談業務などの窓口対応、昼休み（正午～午後1時）の電話対応につきましても、再開いたします。共済通信 CIRCLE につきましても、8月号より発行を再開いたします。

組合員・被扶養者の皆様、所属所のご担当者の皆様、関係者の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

4 その他

保養所「シーサイドいずたが」、「ホテル日航立川 東京」（共済会館）においては、新型コロナウイルス感染防止対策等を徹底した上での営業となるため、利用者にご不便をおかけすることがございますことを予めご了承願います。